

# 意見書

平成26年8月20日

法制審議会 民法（債権関係）部会 御中

弁護士	吉	野	高	幸
弁護士	柳	沢	尚	武
弁護士	金	子	武	嗣
弁護士	佐	藤	哲	之
弁護士	村	松	昭	夫
弁護士	長	野	真	一郎
弁護士	園	田	昭	人
弁護士	小	宮	和	彦
弁護士	奥	村	秀	二
弁護士	青	木	貴	央
弁護士	瀬	川	宏	貴

## 第1 意見の趣旨

民法724条後段の規定が消滅時効を定めたものであることを明確化する改正案に強く賛同するとともに、その改正の趣旨が、実体法の規定内容を変えるものではなく、民法の解釈のあり方を明らかにしたものであることに鑑み、改正法施行前に生じた不法行為に対して、改正法で明確化される、724条後段が時効であるという解釈の適用が排除されないよう、経過措置等に関する適切な提言をされることを求める。

## 第2 意見の理由

### 1 724条後段改正の趣旨～他の条項とは異なる特殊性があること～

貴部会において、民法724条後段の改正を提案する趣旨は、同法の規定内容を変えるものではなく、同法の解釈のあり方を明らかにするものであると考えられる。その点で、同法の改正の趣旨は、貴部会で検討されている他の条項とは異なる特殊性を有するものである。

例えば、「民法(債権関係)の改正に関する要綱案のたたき台(4)」は、以下のように述べている(部会資料69A9頁)。

#### 「(1) 現行の規定及び問題の所在

民法第724条後段は、不法行為による損害賠償請求権が、不法行為の時から20年を経過したときに消滅すると規定しているが、この期間制限の性質が消滅時効なのか除斥期間なのかは条文上明らかでなく、疑義が生じている。

判例は、民法第724条後段について除斥期間を定めたものであるとしている(最判平成元年12月21日民集43巻12号2209頁)。除斥期間は、一定の時の経過に権利消滅の効果を認める制度である点では消滅時効と共通するが、消滅時効と異なり、一般に、中断や停止がなく、また、当事者の援用がなくても裁判所がその適用を判断することができるため、援用が信義則違反や権利濫用にあたりとされることはないと考えられている(前掲平成元年最判参照)。このことを前提とすれば、除斥期間の場合は、信義則違反や権利濫用の主張は失当となり、被害者の側にいかなる権利行使上の困難があっても不法行為の時から20年の経過によって損害賠償請求権が消滅することとなり、著しく正義・公平の理念に反し、被害者にとって酷な結論となる場合があり得るという問題がある。

他方、判例には、民法第724条後段の期間制限を除斥期間としながらも、その適用を制限し、柔軟な解決を図るものが見られる。(中略)

このように、判例は民法第724条後段の期間制限を除斥期間であるとした上で、事案ごとの解釈により被害者の救済を行っているが、そうであるならば、同条後段の期間制限の法的性質を端的に消滅時効とすることにより、具体的事案での適切な解決を図るべきであるとの指摘がされている。同条の立法過程に照らしても、起草者は20年の期間制限を消滅時効であると考えていたものと理解される。

なお、前掲平成21年最判には、民法第724条後段の規定を時効と解すべきであり、そのように解しても不法行為法の体系に特段の支障を及ぼすとは認められないとの田原睦夫裁判官の意見が付されている。」

このように、改正案の趣旨は、「条文上明らかでなく、疑義が生じている」724条後段について、「正義・公平の理念」「起草者は20年の期間制限を消滅時効であると考えていた」等を理由に消滅時効であることを明らかにするものであることが分かる。

また、「民法(債権関係)の改正に関する中間的な論点整理」(平成23年4月12日決定)112頁では、

「不法行為の時から20年という期間制限（同条後段）に関して、判例は除斥期間としているが、このような客観的起算点からの長期の期間制限を存置する場合には、これが時効であることを明確にする方向で、更に検討してはどうか。」

とされているように、「時効であることを明確にする」ことが改正案の趣旨であるとされている。

同様に、「民法（債権関係）の改正に関する中間試案の補足説明」75頁以下では、改正案の提案理由を、

「本文は、民法第724条後段の期間制限が同条前段と同様に時効期間についての規律であることを明らかにするものとしている。」

としており、「時効期間についての規律であることを明らかにすること」が改正理由であることが明言されている。

以上のように、民法724条後段の改正を提案する趣旨は、「除斥期間」である現行法を「消滅時効」に変えるものではなく、現行法の解釈上、「条文上明らかでなく、疑義が生じている」724条後段について、「時効であることを明確にする」ものである。その点で実体法を変更する他の条項とは異なる特殊性を有するものである。

## 2 学説上も消滅時効説が有力であること

民法724条後段の規定を消滅時効とする解釈については、現在学説上も多数説である。

従来、民法724条後段の規定を「除斥期間」とする説が通説と紹介されることがあった。しかし、最判平成元年12月21日判決が出て以来、学説上同判決に対する批判が集中し、現在では、同判決を支持する学説はほとんどなく、724条後段を消滅時効と解する説が多数であると考えられる。

この点、貴部会の参考資料とされた、

「民法（債権法）改正検討委員会（委員長：鎌田薫〔早稲田大学教授〕）による「債権法改正の基本方針」（NBL904号）、

「民法改正研究会（代表：加藤雅信〔上智大学教授〕）による「日本民法典財産法改正 国民・法曹・学会有志案（仮案）」（法律時報増刊「民法改正 国民・法曹・学会有志案」所収）、

「時効研究会「時効研究会による改正提案」（別冊NBL122号「消滅時効法の現状と改正提言」所収）

のいずれも、724条後段の規定を改正し、除斥期間の解釈の余地をなくし消滅時効とするか、除斥期間としつつ信義則・権利濫用の条項を適用することを提言している。

また、部会資料14-2「民法（債権関係）の改正に関する検討事項（9）詳細版」13頁でも、

「民法第724条後段における不法行為の時から20年という期間制限について、判例（最判平成元年12月21日民集43巻12号2209頁）は、除斥期間を定めたものであり、除斥期間の主張が信義則違反又は権利濫用であるという主張は、主張自体失当であるとしている。これに対しては、学説上の批判が強く・・・」と指摘されている。

また、最高裁平成21年判決の田原睦夫裁判官の意見は、724条後段の規定を時効と解すべきであり、そう解したとしても、「理論上、実務上支障となるような点は認められない」と述べている。

### **3 改正法の施行前に発生した不法行為についても時効解釈が適用されるべきこと**

以上のとおり、724条後段の改正の趣旨は、同法の規定が消滅時効を定めたものであることを、解釈上疑義が生じないようにしたものであり、実体法の規定内容を変えるものではないこと、現行法の文言でも消滅時効とする解釈が多数説であることからすれば、改正法の施行前に生じた不法行為についても、724条後段は消滅時効であるとする解釈が適用されることに合理性がある。

また、正義・公平に反する除斥期間解釈を正すという改正理由からしても、改正法の施行前に発生した不法行為について、時効解釈を適用することが要請されている。

さらに、このように解したとしても、時効の援用が権利濫用・信義則違反となるのは例外的な場合であり、法的安定性を害することは考え難い。この点は改正法施行前に不法行為時から20年が経過していた場合も同様である。

### **4 結論**

以上より、民法724条後段の改正については、改正法施行前に生じた不法行為においても、時効解釈が適用されるべきである。貴部会においては、経過措置等に関する適切な提言をされるよう求める。

具体的には、改正法の経過措置について、「本法施行前に行われた行為については、なお従前の例による」といった附則を設けるとしても、724条後段

の改正についてはその例外とするべきである。例えば、「724条の規定は、この法律の施行前に生じた事項にも適用する」などとするべきと考える。

別紙 民法 724 条（後段）に関する経過規定補充意見書

以上

(経過規定について考えられる案)

1 「この法律の施行前の行為については従前の例による。」

2-1 「但し、民法724条（後段）の規定は、法施行時に20年を経過していない行為についても適用する。」

2-2 「但し、民法724条（後段）の規定は、（民法本体の改正ではなく旧規定の解釈を明示したものであることに鑑みて）法施行日前に確定判決等により権利消滅が法的に確定した場合を除き、法施行前の行為にも適用する。」

2-3 「但し、民法724条（後段）の規定に関しては、（民法本体の改正ではなく旧規定の解釈を明示したものであることに鑑みて）法施行日前の行為についても、本規定の改正の趣旨を踏まえて、改正前の724条（後段）の解釈を行うものとする。」

- 1 本改正法の全体に関しては、上記表の1の如き経過規定が置かれると思われる。しかし、民法の債権法全体の改正であるためその改正内容は様々であり、その内容に応じた適切な経過規定が置かれることが望ましい。特に民法724条後段の経過規定については、以下の特殊事情があるので、それに応じた経過規定を置かれるよう要望する。

- 2 民法724条後段については、本意見書（平成26年8月20日付）に詳述したように、

- ①同条項が民法の実体規定の改正ではなく解釈を明確にしたものであること、この改正規定が置かれることになった理由としては、
- ②除斥と解することによって著しく正義・公平の理念に反し、被害者にとって酷な結論になる場合がありうること、
- ③判例上も、旧規定を除斥と解した平成元年最判後、除斥と解することによって正義・公平の理念に反する結果とならないように様々な修正がなされてきたこと、
- ④学説上も、旧規定の解釈として消滅時効であるという考えが多数であることが、今回の改正の特徴としてあげられる。

従って、同条項に関しては、法施行前の行為にも適用されるとの経過規定の特則を置くことが必要である。なぜなら、724条（後段）について経過規定の特則

をおかないと、消滅時効の適用は本法施行後のさらに20年を経過した後の不法行為とその被害者にしか適用されないことになり、上記の大きな問題点から本改正を行ったことの意義が今後20年間発揮されないことになるからである。

3 そこで経過規定の特則をおく場合として、どのような特則が考えられるであろうか。

**2-1 「但し、民法724条（後段）の規定は、法施行時に20年を経過していない行為についても適用する。」**

という案が考えられる。

本改正による影響を極小とすることによって、法的安定を優先する考えかたからは、このような案が適切とされる可能性がある。しかし、この点には以下の問題点がある。

① 一定の不法行為に対して、除斥ではなく長期消滅時効が適用されて時効の援用が信義則違反又は権利濫用とされるときも、それは信義則違反又は権利濫用とされるべき特段の事情がある場合に限られるのであるから、法施行前の行為に適用しても、それはそれにふさわしい極限られた事例に適用されるに過ぎないから、それによって、法的安定性が欠くことにはならない（仮に法的安定性に影響があるとしてもそれは極めて限定的である）。

② そもそも、民法724条は不法行為に関する規定であり、他の民法規定の改正の多くの場合のように、取引の当事者の期待等に基づく法的安定を考慮する場合ではない。法的安定を考慮するときも、除斥加害者と被害者との間において、不法行為法の理念である負担の公正な分担がなされるかどうかという観点から検討すべきである。

この場合、除斥によって責任を免れる加害者の期待権についての法的保護の必要性は、除斥によって権利消滅とされる被害者の犠牲によって保護すべきとは言えない。従って、既に確定判決等によって法的に確定している場合は別として、既に不法行為から20年を経過している事例に適用されても、その方が法的正義・公平が実現される。

③ 法施行後の裁判実務への影響を検討すると、多数の被害者がいる集団訴訟や、同種の不法行為類型事案の場合を想定したとき、たまたま法施行時に20年経過していない被害者は消滅時効が適用され、既に20年経過している被害者には除斥が適用されることになる。同じ訴訟や同種訴訟類型のなかで、適用が異なることによって、訴訟実務が複雑化かつ混乱する事態が生じる可能性があり、その結果が異なることによって正義・公平に反する可能性がある。

④ 不法行為の場合も交通事故等の如き単純な不法行為類型ばかりでない。薬害被害、安全性を欠く食品被害、有害物質の垂れ流し等の水質・土壌汚染被害、

などの、現代的な不法行為の場合を想定すると、特定の被害者との関係では加害者の特定や加害行為の時期の特定は困難な場合が多い。施行時点で20年経過と20年未経過とで法律適用を異にすると、20年経過の有無をめぐっての紛争（争点）が生じることになり、その結果によって訴訟の結果が正反対になる可能性がある。このような現代的な不法行為類型では、③の集団的な被害者をめぐる同じ訴訟や訴訟類型のなかでの問題点がより激烈に現れることになる。訴訟の結果が異なることによって、さらに正義・公平の観点から裁判結果に対して社会的な疑義・批判を招来することになってしまう危険性がある。

- ⑤ もともと、民法724条後段は民法起草者も長期時効と考えており、学説上も時効説が多数であった。これを除斥と判断した平成元年の最高裁判所判決による判例としての期間はまだ20余年でしかない。そして、もともと判例というのは変更されうるものであり、現に右最判後も正義・公平の観点から実質的な判例変更がなされてきたという経過がある。従って、除斥という判例が将来的に変更されないという加害者の期待を、被害者の犠牲のもとで法的に保護する必要性は考慮する必要性は少ない。

- 4 以上の観点、及びそもそも、旧規定を除斥と解釈することの問題点と本改正（解釈の明確化）の意義を考えると、既に不法行為後20年を経過していたとしても、（既に確定判決・訴訟上の和解などによって除斥による権利消滅が法的に確定した場合は別として）未だ紛争が法的に解決していない場合には、過去の不法行為について今回の法改正（解釈の明確化）を適用をしたとしても、それによって法的に保護すべき加害者の期待（法的安定）を不当に脅かすものとは考えられない。

従って、本条項については、

**2-2 「但し、民法724条（後段）の規定は、法施行前に確定判決等により権利消滅が法的に確定した場合を除き、法施行前の行為にも適用する。」**

という経過規定の特則を置くことが適切であると考ええる。

もしくは、本条項による長期消滅時効であることの解釈が、法施行後の解釈にも生かされるように、

**2-3 「但し、民法724条（後段）の規定に関しては、（民法本体の改正ではなく旧規定の解釈を明示したものであることに鑑みて）法施行日前の行為についても、本規定の改正の趣旨を踏まえて、改正前の724条（後段）の解釈を行うものとする。」**

との特別規定を置くことが適切であると考ええる。

以上